

| |
|-------------------------------------|
| 平成30年度 第1回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会 結果概要 |
|-------------------------------------|

- 1 日時 平成30年7月24日（火）午後2時～4時
- 2 場所 埼玉会館2階 ラウンジ
- 3 出席委員
高橋委員、西野委員、國松委員、笠原委員、玉水委員、
手塚委員、樋口委員、秋葉委員、河原田委員、土屋委員
出席：10名
欠席：2名
- 4 配布資料 別紙のとおり
- 5 会議概要
(1) 議事
 - ①平成29年度事業実績及び平成30年度事業計画
 - ②建築物の適合率について
 - ③点字ブロックの点検結果について
 - ④ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催について

※主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

1 平成 29 年度事業実績及び平成 30 年度事業計画について

(事務局説明)

《高橋会長》

資料 1 について、質問等お願いをしたい。

《國松委員》

5 ページの 29 年度実績で、基本構想の「所沢市」という部分は、前回もあったような気がするが、年度がまたがっているということだろうか。

《都市計画課》

所沢市については平成 28 年度には支援実績はなく、平成 29 年度に支援を実施している。

《高橋会長》

バリアフリー基本構想の技術的支援とは、具体的にどういうことをされたのか。

《都市計画課》

基本構想に関する部分で、四点ほど調整している。重点整備地区における移動等の円滑化の基本方針、二点目に重点整備地区の位置と区域、三点目に生活関連施設、生活関連経路と、これらにおける移動等円滑化に関する事項、四点目にその他の地域に関する事業という、以上四点について調整をしている。

《高橋会長》

県として、どのような具体的な技術的支援をやったのかを知りたい。特定事業や生活関連施設について、実際には事業自治体の所沢市がやっているが、県として、どういう支援を実際にやって

いるのか。おそらくメンバーには、県は入っていないのではない
か。

《都市計画課》

入っていない。

《高橋会長》

その場合の技術的支援とは、どのような関わり方をされている
のかを、細かく具体的にお願いをしたい。

《都市計画課》

マスタープランのまちづくりの上位計画との、整合が図れてい
るのか、施設の計画の方法、例えば都市計画道路のことや、基準
にきちんと適合されているのかという視点で話をしている。

《國松委員》

上位計画とのという話だが、今年度改正されたバリアフリー法
でも、よくマスタープランという言葉が使われているが、今まで
の基本構想に関係があるのか。

もう一つは、9ページのタクシーバリアフリー化促進事業のユ
ニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」とする。）と
福祉タクシーとは、どういうものなのかを教えてほしい。

《都市計画課》

委員のお話にあるマスタープランとは、今年度改正されたバリ
アフリー法によって、市町村での作成が努力義務となったもので
あり、先ほどの説明は都市計画のマスタープランである。

《高橋会長》

改正されたバリアフリー法では、まだ基本方針が出ていないの
で、今回の報告とは直接関連はないと思われる。

《都市計画課》

国からは、改正バリアフリー法のマスタープランに関する詳細
は示されていない。今後情報収集に努めていきたい。

《高橋会長》

UDタクシーについて説明をお願いしたい。

《交通政策課》

UDタクシーは、車いすのまま乗車が可能となるように、タクシーでも、かなり背の高いタクシーで、車いすの利用のスロープなどを設置している。車いすを利用される方だけでなく、高齢者や一般の方が利用できるようなタクシーであり、タクシー事業者も順次導入をしている。

福祉タクシーは、スロープやリフトが付いており、福祉用に改造されたものである。主に障害者の方が利用される車両である。

《高橋会長》

UDタクシーは一般のタクシーと同じようにどこからでも乗れるものである。

埼玉県でも、UDタクシーの導入に対して、かなり補助金が交付されていくという。全国的にも、2020年までには、相当頑張らなくてはいけない。ジャンパタクシーと通称で呼ばれているが、乗り心地の問題や、運転手がうまく理解していないケースもあって、当事者からは、相当苦情が出ていたりするようだ。タクシー業界は一生懸命研修を始めているところだと思う。

《河原田委員》

4ページの建築物の適合率の推移について、どのような指導をされているのか。

適合率が下がっているのであれば、条例を変えた方がいいのではないか。

《高橋会長》

関連する議題が次にあるので、その際にまとめて説明をお願いしたい。

《笠原委員》

今回の資料の実績としてある、県有施設のバリアフリー調査の

件で、御礼を言いたい。県有施設のユニバーサルシートの設置状況について調査をされ、その情報をまとめてホームページに掲載していただいた。大変だったと思うが、知り合いのお母さんも喜んでいた。

ホームページに写真が掲載されていることで、こういうトイレが必要だということを知ってもらうきっかけとなる。また、今回の調査がきっかけで、鴻巣市にある埼玉県防災学習センターに、新たにユニバーサルシートが設置されるよう、県の方が動いてくれたことに対してとてもうれしく思う。

秩父の駅にもトイレに大人用のベッドが設置されることになったようだ。肢体不自由の子どもたちが外出したときに、特にこういう暑い日に、おむつ替えができないことは本当に大変である。肢体不自由の子ども車いすは、4～50万円するととても高価なもので、いろいろな許可を得て、やっと使えるもの。1台しかない場合、座面が濡れたりすると本当に大変で、それを分解して洗うということは、なかなか難しかったりする。

おむつが替えられるユニバーサルシートが、少しでも、毎年例えば5個ずつ増えていったら、10年、20年、30年で、埼玉県中にたくさん増えれば、優しいまちとして、観光や外出がしやすい県になって、本当にうれしいと思う。

外出を諦めなくてよいということは、当事者の家族や本人、また子どもたちにとってうれしいことで、埼玉県庁の方や皆さんの力で、ユニバーサルシートの整備が進んでいるということが、本当にうれしいと思う。工事を実際にやられる方にも、お礼を言いたいので、もし伝える機会があったら、伝えてもらえたらうれしい。

質問としては、11ページのユニバーサルデザイン当事者の推進研修会の内容と、ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣という事業は、県に申し込むと、学校単位で、福祉の勉強を申し込むことができるというものか。

《文化振興課》

研修会は、11月に実施する予定で準備をしている。講師について調整をしており、テーマについても、これから検討していくところである。

二点目のアドバイザーの派遣は、県に申し込みをしてもらい、

県でアドバイザーの調整をして、派遣をしているという事業である。

特に小中学校や、いきがい大学などの高齢者を対象とした勉強会への派遣実績が多くなっている。

《笠原委員》

募集は、各学校へ行っているのか。私自身もこういう授業があったらいいと思っている。子どもの頃から福祉のことを知ることが、看護師や医師、薬剤師など、専門職の職業を知るきっかけになると思っている。

娘を育てて思うが、50人から100人ぐらいの専門職といわれる方に関わっていただきながら生活をしているということに気づいてきて、このような専門職の方がその職に就くきっかけが、きっとあったのだろうと思っている。それが小学生だったのだろうか、中学生だったのだろうか。

在宅生活を送るに当たって、福祉に関わる人材が、特に小児の分野は少ないと思っている。

小児で、難病で在宅で生活をするということに対して、国を挙げて、いろいろ対策を考えてくれているし、国に訴えてくれている方もたくさんいて、少しずつ変わっているものの、看護師など人材が不足しているということが課題である。

こういう福祉に関わる授業が、一般教育の中に、年に1回でも取り入れられたらよい。

《文化振興課》

ユニバーサルデザインのアドバイザーの派遣事業の学校への周知方法は、教育委員会を通じて、各市町村の小中学校に案内している。また、県政出前講座として受け付けをしているので、県のホームページを見ての申し込みもある。

《高橋会長》

小中学校だけではなく、県立高校などにも毎年派遣事業があることを伝えているということか。

《文化振興課》

県立高校も教育局を通じて周知している。なお、学校での研修のやり方については、総合学習の時間などを使って、2時間通してワークショップ形式で研修を行ったり、1時間の授業の中で、基礎的な講座として利用してもらっている。

《高橋会長》

笠原委員の発言のように、例えば医療的ケア児の問題についてなど、どのような専門分野のアドバイザーが派遣できるかということが重要である。どのような専門領域のアドバイザーが登録されているのか。

《文化振興課》

アドバイザーとして登録しているのは7名だが、専門の分野は、まちづくりが中心の方、建築系、デザイン系が専門の方、御自身の障害者としての経験などを踏まえてお話をさせていただく方など様々である。依頼の内容を確認して、派遣する講師を調整している。

《高橋会長》

障害児の事情に比較的詳しい方などはいるのか。

《文化振興課》

今のところ小児専門の方はいない。

《高橋会長》

ユニバーサルデザインもだんだん幅が広がっているので、ぜひ、まちづくりや、建築だけではなく、幅広く派遣できるよう、アドバイザーの方の養成も合わせてお願いをしたいと思います。

《河原田委員》

8ページのホームドア設置の補助限度額の1列当たり3千万円とあるが、この1列とはどういうものか。

もう一つは、内方線付き点状ブロックとはどんなものなのか。

また、ホームドアが川越駅に設置されたそうだが、川越市には

特別支援学校あり、その生徒が大変喜んでいたら、テレビ報道があった。どんどんと普及していってもらえれば、ありがたいと思う。

《交通政策課》

ホームドアの列の1列というのは、一つの島（ホーム）の1本線を1列という。

内方線付き点状ブロックとは、視覚障害者が歩行者とぶつかった場合に、ホーム側なのか、線路側なのか分からなくなってしまうので、その方向を示すために、通常の点状ブロックに線状ブロックが加わったものである。

ホームドアの設置にはかなりの費用が必要であり、すぐに整備することが難しいので、内方線付き点状ブロックの整備も進めている。

駅の利用者数だけでなく、視覚障害者の方の施設などの福祉的な施設のある場所に配慮して、順次整備を進めている。

《西野委員》

一点目で、6ページの重度障害者居宅改善整備費補助について、29年度の実績が32件だが、30年度は29件。件数を減少させる要因を教えてください。

二点目として、7ページ目で、29年度に、みんなに親しまれる駅づくりの事業で補助をして、段差が解消された駅が98.3%となっているのに、30年度にまた6駅8施設に補助をしても、また98.3%となるのは、どういうことかを教えてください。

三点目として、8ページ、29年度、30年度と毎年ホームドアの設置をしているが、最終的に何件実施する予定なのか、教えてください。

《障害者福祉推進課》

予算額自体は、どちらも29件分でほぼ変わっていない。昨年度の実績が多いのは、1件36万円の基準額を、全員が上限まで利用していないケースがあり、その余剰分を利用したためである。限られた予算だが、最大限使わせていただき、支援していきたい。

《交通政策課》

みんなに親しまれる駅づくり事業の段差解消駅の割合が変わらないことに対する質問に対する答えである。

段差解消駅の割合は、100%に近いものの、構造上、どうしても段差の解消が難しい駅がまだあるためである。

この事業は、段差解消以外の部分についても随時整備をしているため、その整備施設数が6駅8施設ということである。

二点目のホームドアの設置について回答する。ホームドアは、鉄道事業者が整備するものを、国や、県、市が補助をして整備を推進していくものである。

平成28年の12月に、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が国土交通省で開かれ、その中間取りまとめの概要が示されている。駅ホームの安全性向上として、ホームドアの整備計画などが示されており、基本的にはホームドアの設置については、利用者が10万人以上の駅については、原則として2020年度までに整備をするということになっている。

ただ、これはホーム幅等の構造上の整備条件を満たしている場合となっている。国で示された条件を踏まえながら、県としても整備を促進するように、支援をしていくことになっている。

また、ホームドアを1基整備するためには、単年度で終わらず、複数年かかってしまう。また多額の費用が必要である。鉄道事業者、関係自治体などと協議しながら整備を進めていく。

《高橋会長》

ホームドアの整備については、いろいろな要因があり、また長期的なものでもあり、目標を立てにくく、県の立場としては言いにくいということだと思う。ただ、県として、全体的な把握は必要だと思うので、また機会があったらお願いしたい。

2 建築物の適合率について

(事務局説明)

《河原田委員》

福祉のまちづくり条例の届出を提出するのは、建築士など何か資格を持っている人か。

そうであれば、その場で指導できるのではないか。

《建築安全課》

届出は建築主の代理を受けて、設計者が出すことが多いと思う。適合するよう設計者に話しても、設計者の一存では変えられず、建築主と空間や費用などの面を相談が必要である。その上で、適合するようにしてほしいという指導をしている。

《高橋会長》

最初の河原田委員から、条例を変えたほうがいいのかという話があった。もし本当に適合率が下がっているのであれば、どの用途で、どの項目の適合率が低いのか。試験であれば、優が取れているという状況、コンビニエンスストアでも、ほぼ8～9割は基準を満たしているが、すべての整備項目を満たして、100%とならないと適合率には入ってこないもので、本当に必要とするところが駄目というのは少ない可能性もある。そこを少し細かく見たほうがよいという質問と思うが、この辺りの条例自体の見直しなどはどのように考えているか。

《建築安全課》

コンビニエンスストアの数字は、確かに低いので、確認したところ、障害者が使える低いカウンターがどうしても設置できないところが多いようである。小さい空間にたくさん商品を置かなければならないという性質上、少しで多くの商品を並べることができる棚が必要ということ。障害者の方が来られた時は、必要に応じて店員が対応すると聞いている。

もう少し寸法を緩和したら可能なのかといったことも検討していく必要があると思うので、設計者やメーカーなど関係者の声をよく聞いて、考えていきたい。

3 点字ブロックの点検結果について

(事務局説明)

《高橋会長》

ブロックの点検を、昨年度1年かけてやったということ。

基本構想の10団体については、点検計画を求めて、その後、点検終え、3割弱が修繕を要するということだった。はがれや、変色などがあつたかもしれない。

こちらの報告ということによろしいか。

(発言なし)

4 ラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催について

(映像紹介、事務局説明)

《高橋会長》

ラグビーワールドカップの熊谷の会場について、車いす席が147とのことだが、車いす使用者用トイレはどのぐらい用意されているか。

《ラグビーワールドカップ 2019 大会課》

メインスタンド、バックスタンド、南スタンド、北スタンドの、それぞれに車いす用のトイレがある。車いす席がある場所の、すぐ下に降りたところに用意をしている。車いす使用者用トイレの設置数は、12である。

《國松委員》

ラグビー大会と2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの話と連動すると思うが、各国からからのお客、中にはパラリンピックの関係で来る人たちもいると思うが、地方の競技場に、そういう人たちが参加できるのかが、とても不安である。9ページに出ている、先ほど話が出たUDタクシーとか、福祉タクシーなどがきちんと整備されて、配慮が必要な人を迎えることができるのかが課題だと感じた。

【終】